

業 務 仕 様 書

1 件名

2024 年度インバウンド誘客促進のための国内プロモーション委託業務

2 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

4 事業の目的

令和 7 年に開催される大阪・関西万博を契機とする愛媛県への訪日観光客の取り込みを目的に、主に欧米豪の旅行会社とネットワークを多く持つ国内ランドオペレーターや首都圏・関西圏等の旅行会社に対し営業活動およびプロモーション活動を行うとともに、本県にも周遊するツアー造成・催行を図り、インバウンド誘客の促進につなげる。

本県は、「ゴールデンルート+愛媛」として、増加している訪日リピーターの旅先に本県が選ばれること、さらには、誘客のボリュームゾーンとしての展開ターゲットとして、近隣県に入ってくる欧米豪の長期滞在者層（特に隣県の広島県には、多くの欧米豪からの旅行者が訪れており、足を伸ばして本県への訪問が期待できる）や大阪・関西万博来場予定者層を取り込んでいくことに注力していくこととしている。

5 対象国

欧米豪のうち豪州をメインターゲットとする。

6 営業先

海外旅行会社にネットワークを持つ国内ランドオペレーターや首都圏・関西圏等の旅行会社など（以下「国内ランドオペレーター等」という。）

7 業務内容

（1）営業資料の作成

- ア 国内ランドオペレーター等向け営業資料（コンテンツやツアー例、交通手段等）
- イ 海外旅行代理店向け PR 資料（英語）

<留意事項>

- ・愛媛県が過去に作成したタリフを本業務の委託先に提供することは可能。
- ・令和 7 年に開催される大阪・関西万博も念頭においた内容とする。
- ・コト消費へのニーズに対応した体験型観光コンテンツも含める。

（2）営業計画及び方針の作成

- ア 営業対象企業のリストアップ
本事業のターゲットとなり得る会社リストの作成

イ 効果的な営業活動及びプロモーションの実施計画作成

(3) 営業先訪問

- ア 営業先数 10社以上
- イ 訪問回数 各1回以上

<留意事項>

- ・ある程度まとめて訪問すること。
- ・国内ランドオペレーター等のニーズを収集すること。
- ・県職員の帯同も可能。その際の県職員の費用は本委託に含めない。

(4) セールスコール

- ア 営業先数 10社以上
- イ セールスコール回数 各4回程度

<留意事項>

- ・営業の電話のほか、ニーズ把握、アポ取り、連絡調整等含む。
- ・本事業の営業先訪問、モニターツアーのアポ取り等も行い、訪問後、モニターツアー後のヒアリングを行うこと。

(5) 情報収集及び訪問等の結果報告

- ア 欧米豪誘客に役立つ情報等の収集
 - (ア) 欧米豪からの旅先に本県の近隣県を含む旅行商品の造成・販売状況
 - (イ) 大阪・関西万博を契機とする欧米豪における訪日観光動向や訪日旅行に対するニーズ
- イ 上記(3)、(4)の中で得た有用な情報や営業活動の結果を毎月まとめて報告(翌月中旬まで) ※様式は任意

(6) モニターツアーの実施

招請企業数 5社程度 (2泊3日の行程)

<留意事項>

- ・国内ランドオペレーター等を本県へ招請するモニターツアーの行程作成及び調整(行程の作成、招請する企業の選定、日程調整、手配業務一式、謝礼の支払い、アンケート調査・分析)。
- ・英語での実施を想定する。
- ・モニターツアー時にはアンケート調査も実施の上、モニターツアー実施後に旅行商品を造成する際の課題を抽出、検証、提言を行うこと。
- ・愛媛県内におけるツアー行程の提案や手配に係る一連の業務についても本委託に含むものとする。
- ・旅行傷害保険へ加入し、加入費は本委託に含むものとする。

(7) 万博商品販売サイトに沿った商品の開発・登録

万博商品販売サイトへの商品登録数 3商品以上

<留意事項>

- ・受託者が商品開発から万博商品販売サイトへの登録までを行う、または登録希望事業者を募集の上、商品開発から万博商品販売サイトへの登録までの側面支援を行うものとする。
- ・欧米豪をターゲットとした商品とする。

8 留意事項

(1) 著作権

本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。協議会又は受託者が従前から所有していた写真を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

また、本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利については、協議会に帰属するものとする。

(2) 個人情報の保護

本業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

9 成果品

- ・実績報告書 1部（提出期日は別途指定する）
- ・その他、本業務実施により完成したもの

10 その他

- (1) 本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、より良い手法、技術又はアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、協議会と協議を重ねながら、適正に履行すること。また、新型コロナウイルス感染防止対策を適切に講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、詳細な業務内容については、契約後に協議のうえ変更となる場合がある。
- (4) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと（人件費については、業務日誌を作成し、本業務への従事を明確にすること）。
- (5) 委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。
- (6) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (7) 本業務遂行中に受託者が協議会若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から

損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度協議会と受託者とで協議のうえ決定すること。